

## 最近の保険業法等の改正について

各項目に掲載されている（A）～（E）は各々、次のカテゴリーに属するものとして整理を試みたもの。

（A）＝ 保険会社の財務の健全性の確保

（B）＝ 公正な事業の運営（ディスクロージャー、ガバナンス）

（C）＝ 規制緩和、自由化

（D）＝ セーフティーネットの整備

（E）＝ その他

## 1. 保険業法（平成8年4月施行）

### （1）標準責任準備金制度の導入（A）

個人保険、個人年金等の対象保険契約について、各社の設定する保険料水準にかかわらず、適切な保険金支払のために最低限積み立てるべき責任準備金の額を定める。

### （2）相互会社に関する規定整備（B）

社員総会と区分して総代会についての規定を置き、総代の選任（＝任期4年）や議決ルール（原則、半数以上の出席で過半数で議決）などを定める。

### （3）保険金等の支払能力の充実の状況に係る基準（ソルベンシー・マージン基準）の導入（A）

保険会社のリスク管理体制の整備として、ソルベンシー・マージンの考え方を導入し、監督を行う際の指標として活用する。

### （4）保険契約者保護基金の創設（D）

保険会社の破綻処理の際のセーフティーネットの創設（破綻保険会社の保険契約の救済会社への包括移転等の際、基金が資金援助を行う）。

### （5）生・損保の相互参入（C）

子会社方式による生・損保相互参入を可能とする。

### （6）保険商品・料率についての届出制の導入（C）

保険契約者保護に欠けるおそれが少ないもの（専門的知識を有している者を契約者とするもの等）について、届出制を導入し、保険会社による商品開発の弾力化、迅速化を図るとともに経済社会の変動に即応した料率の設定を可能とする。

### （7）配当基準の法定（B）

配当にあたっては、公平性に留意するとともに、相互会社が剰余金の処分を行う場合には、一定比率以上の金額を社員配当準備金に積み立てなければならないことを法令上明記。

### （8）保険計理人制度の拡充（A）

保険計理人は、保険会社の責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていること、配当の分配が適切に行われていること等を確認し、その結果を取締役会へ報告しなければならないこととする。

(9) ディスクロージャーについての規定整備 (B)

保険会社は、業務および財産の状況を説明する書類を本支店に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないこととする。

なお、旧保険業法には、保険金額の削減に関する規定があったが、法改正時に、予定利率の引き下げ等の既契約の条件変更は、不利益変更を既存の契約者に及ぼすこととなり、契約の安定性や財産権との関係で問題があるのではないかと、保険契約者との契約を守れない保険会社は、解約の増加等により契約者を維持できないのではないかと、等から当該規定は削除された。

2. 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律 (平成10年3月施行)

保険持株会社設立の解禁 (C)

独占禁止法の改正による持株会社の設立の禁止の解除に伴い、保険会社を子会社とする保険持株会社設立を解禁する。

3. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律 (平成10年12月施行)

(1) 早期是正措置の導入 (A)

監督当局は、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況によって必要があると認めるときは、当該充実の状況に係る区分に応じて定める監督上の措置を命ずる。

(2) 保険契約者保護機構の創設 (D)

保険契約者の保護を図る観点から、保険会社が破綻した場合に救済保険会社に対する資金援助を行い、救済保険会社が現れない場合においても破綻保険会社の保険契約を引き受ける「保険契約者保護機構」を新たに設立し、全ての保険会社に加入を義務付ける。

(3) 料率算出団体が算出する料率の使用義務の廃止 (C)

適正な競争の促進を通じて消費者の利益を高めるという観点から、損害保険料率算出団体が算出する火災保険、自動車保険等の保険料率に係る使用義務を廃止 (平成10年7月施行)。

(4) 業務範囲の拡大 (C)

保険会社における投資信託販売や金融等デリバティブ取引を解禁する等、業務範囲の拡大を行う。

(5) 保険・銀行間の子会社方式による相互参入 (C)

保険会社が銀行を子会社とすることを可能とする (平成11年10月) とともに、銀行が保険会社を子会社とすることを可能とする (12年10月)。

(6) 連結業務報告書の作成義務 (A)

保険会社は、子会社等を有する場合には、事業年度ごとに連結業務報告書を作成しなければならないこととする。

(7) 開示内容の法定、連結情報の開示義務 (B)

保険会社は、業務及び財産の状況に関し命令で定める事項を連結して記載した説明書類を本店及び支店等に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないこととする。

(8) 重要事項の顧客説明等の措置の義務付け (B)

保険募集に際して、保険契約者等に対し、保険契約の内容のうち重要な事項を示した書面の交付等により説明を行わなければならないこととする。

4. 保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律 (平成12年6月施行)

(1) 相互会社から株式会社への組織変更手続の改善 (E)

端株の一括売却制度を導入する等、相互会社から株式会社への組織変更手続を容易にする。

(2) 相互会社への会社更生手続の適用 (D)

会社更生手続の相互会社への適用を可能とするとともに、監督当局による更生手続開始の申立てを可能とする等保険相互会社の更生手続の特例を設ける。

(3) 保険契約者等の保護のための措置 (D)

生命保険契約者の保険金請求権等について先取特権を付与する。また、破綻保険会社の経営者又は経営者であった者の破綻の責任を明確にするため民事上・刑事上の所要の措置をとることを義務付ける。

(4) 保険契約者保護機構の制度の見直し(D)

生命保険契約者保護機構の借入れに係る政府保証を恒久化するとともに、一定の場合に保護機構に対する国庫補助を可能とする。保護機構が保険管理人となることができることとし、また、保護機構出資の子会社による保険契約の承継を可能とする等の業務の拡大を行う。

(以上)